

議員提出議案第 2 号

八幡浜市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 0 月 7 日提出

提出者	八幡浜市議会議員	井 上	剛
同	同	佐々木	加代子
同	同	平 野	良 哉

記

八幡浜市議会委員会条例の一部を改正する条例

八幡浜市議会委員会条例（平成 1 7 年条例第 2 2 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第 2 条 （略） 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする （1）（略） （2）民生文教委員会 <u>7 人</u> 市民福祉部、教育委員会及び市立八幡浜総合病院の所管に属する事項 （3）予算委員会 <u>1 5 人</u> 予算に関する事項	（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第 2 条 （略） 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする （1）（略） （2）民生文教委員会 <u>8 人</u> 市民福祉部、教育委員会及び市立八幡浜総合病院の所管に属する事項 （3）予算委員会 <u>1 6 人</u> 予算に関する事項

附 則

この条例は、公布の日以後最初に行われる八幡浜市議会の議員の一般選挙により選出される議員の任期が始まる日以後最初に招集される市議会の招集の日から施行する。

提案理由

八幡浜市議会改革の一環として、常任委員会の定数を現行より 1 人削減するため。